

加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）（P-7720）

「貨物の性質、形状の明細」欄には、輸出貨物全般の性質及び形状、記号、番号のほか、加工又は修繕をする部分の性質、形状、記号、番号その他その貨物が再輸入される際にその同一性を確認するのに便宜な事項を記載する。

「輸出申告価格の計算の基礎」欄には、修繕のためのものにあつては、輸出貨物の購入価額、使用期間、輸出の際の価格、船積みまでに要する諸費用等を記載し、加工のためのものにあつては、製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）、船積みまでに要する諸費用等を記載する。

「加工又は修繕の概要」欄には、加工又は修繕のため輸出される貨物に行われる加工又は修繕の概要を記載する。

「加工（修繕）地名」欄には、加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出し、加工又は修繕を行う締約国を記載する。

「その他参考となるべき事項」欄には、契約書等が提出されない場合、「令第31条の3第1項において準用する令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載する。